

## 和歌山市インターネットモニター設置要綱

### (目的)

第1条 市政の課題等についてインターネットを利用する方法による調査に回答する和歌山市インターネットモニター（以下「モニター」という。）を設置することにより、市民の意見等を迅速に把握し、もって施策の企画その他行政運営上の基礎参考資料として活用することを目的とする。

### (職務)

第2条 モニターは、市がインターネットを利用して行う市政に関する調査に回答するものとする。

### (募集及び登録)

第3条 市長は、モニターの募集をする。

- 2 モニターになろうとする者は、前項の募集に応じて市長に申し込み、市長の登録を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申込みをした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申込みをした者をモニターとして登録するものとする。
  - (1) 市内に在住し、通勤し、又は通学している市政に関心を持つ18歳以上の者であること。
  - (2) パソコン等によりインターネットが利用できる環境にある者で、日本語で表示される質問内容を理解し、かつ、日本語で回答することができること。
  - (3) 国会議員、地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員（非常勤職員を含む。）でないこと。
  - (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。）でないこと。

### (変更の届出)

第4条 モニターは、前条の規定により登録を受けた情報に変更があったときは、市長に速やかに届け出なければならない。

### (任期)

第5条 モニターの任期は、モニターとして登録された日からモニターの登録が取り消された日までとする。

### (個人情報の保護等)

第6条 市長は、第3条の規定により登録した情報及びモニターが行った回答に係る情報を、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）に基づき適切に取り扱い、保護するものとし、市の行政運営の施策への反映及び企画向上のための集計、分析等の目的以外でこれを利用してはならない。

### (謝礼)

第7条 モニターへの謝礼は、年度ごとに予算の範囲内で支給する。

### (費用)

第8条 電子メールの送受信及びインターネットの利用に要する費用は、モニターの負担とする。

### (禁止行為)

第9条 モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に反する行為
- (3) 他のモニター又は第三者を中傷し、又はひぼうする行為
- (4) この要綱に基づくモニター制度（以下「本制度」という。）の運営を妨害する行為
- (5) 不正回答を行う行為
- (6) 同一人物による重複登録をする行為
- (7) 他人になりすまして登録をする行為  
（登録の取消し）

第10条 モニターは、モニターを辞退しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの登録を取り消す。

- (1) 前項の規定による届出があったとき。
- (2) 第3条第3項各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 登録しているメールアドレスに電子メールが到達しなくなったとき。
- (5) 正当な理由がなく、第2条に規定する職務を履行しないとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により登録を受け、又は第4条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたと認めるとき。
- (7) その他市長が取消しの必要があると認めたとき。  
（変更、停止及び中止）

第11条 市長は、告知又はモニターの承諾の有無にかかわらず、本制度の内容を変更し、又は一時中断し、停止し、若しくは中止することができる。この場合において、モニターに不利益又は損害が発生したときであっても、市はその責任を一切負わないものとする。

（庶務）

第12条 モニターに関する庶務は、広報広聴課において処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行する。